はじめにお読みください。

* 様式について
* 「2.標準様式（参考様式）」（勤務表、平面図等）は、必要項目を満たしていれば、他様式による提出も可能です。ただし、不足する項目がある場合は、追加の資料を求めることがあります。
* 文京区のホームページに掲載している申請書、届出書、付表（以下「申請書等」という。）は、厚生労働省が定める様式から大幅な変更を加えておりません。内容が同様の場合、他自治体へ提出した厚生労働省が定める申請書等をそのまま提出いただくことが可能です。その場合、申請書及び届出書に記載する宛先は「文京区長殿」へ変更してください。